

資 料

離婚に関する統計的一考察

中野英子

わが国の離婚率は、戦前の低下傾向から、戦後、婚姻の増加および社会情勢の変化等の影響をうけて、再び増加しはじめたが、昭和26年以後は、わずかずつ低下の方向に向っている。これはすでに、人口動態統計における離婚率に、実際に示されるところであるが、ここではさらに人口動態統計にセンサス、その他の資料を組み合わせ、わが国の離婚について考えてみたい。

ふつう用いられている離婚率は、離婚件数を人口で除したもので、いわば粗離婚率ともいうべきものである。この計算方法における分母人口には、婚姻に直接関係のない人口が含まれているから、その結果としての離婚率は、必ずしも離婚の正しい姿をあらわしたものとはいえない。動態統計による昭和36年の（粗）離婚率は、例えば、山梨、長野が人口1000対0.47、石川、鹿児島が0.70と、ともに同率であるが、はたして実質的に両者の離婚率が同率であるといえるであろうか。それには、分母人口から、子どもや未婚者等の婚姻に関係のない要素を除いて、改めて離婚率の計算を行なってみなければならぬ¹⁾。そこである年の女子有配偶者数を分母として、その翌年の離婚件数を除し、さきの粗離婚率に対して、総離婚率ともいうべきものを計算すれば表1のとおりである。この場合、女子有配偶者数はセンサスに、離婚件数は人口動態統計によったが、これで見ると、粗離婚率では同率であった山梨と長野、石川と鹿児島などは、実質的な意味では、離婚率に差のあることがわかる。また26年、36年、ともに全国最低の粗離婚率を示した茨城県は、数値は異なっても、総離婚率においても全国最低であることには変りはないが、粗離婚率で全国最高を示した高知県は、実際には全国最高ではなく、総離婚率において、26年は長崎県、36年は福岡県に首位をゆずり、離婚率最高の汚名(?)を返上することになる。表1に示すように、離婚率は、分母人口から、婚姻離婚に関係のない要素を除いて評価すべきであろう。粗離婚率と総離婚率との相違は、粗離婚率を100とした場合の総離婚率の割合によって示される。

離婚率の年次的比較をしてみると、一般にいわれているように、離婚率の減少が数字の上でさらにはっきり示されてくる。26年と36年の減少の割合をみると、山形県などは10年間に半分以下に減っており、26年にくらべて6割台に減少した府県が全国の2/3以上をしめている。

離婚は、複雑な社会的要因のからみあった現象であるから、離婚の減少理由を一概に論ずることは危険であるし、また原因探究は本稿の目的外の問題であるが、いま一つの試みとして、各府県の産業構造との比較という見地から、これを観察してみたい。簡単な産業構造のわけ方として、各府県の第一次産業人口の比重をとり、第一次産業県的な色彩の濃淡と離婚との間に、なんらかの関連がないかを

1) 笹稔、形式人口学、古今書院、1960年。

厚生省人口問題研究所、婚姻と離婚との関係に関する1つの統計的方法、研究資料第50号、昭和24年10月。

表1 都道府県別離婚率

都道府県	粗離婚率(‰)		総離婚率(‰)		粗離婚率100に対する総離婚率	
	昭和26年	昭和36年	昭和26年	昭和36年	昭和26年	昭和36年
全 国	0.97	0.74	5.24	3.61	540.2	487.8
北海道	0.93	0.93	5.58	4.75	569.4	510.8
	1.15	0.97	6.42	4.87	558.3	502.1
	0.96	0.66	5.19	3.13	540.6	474.2
	0.77	0.62	4.30	3.03	558.4	482.7
	1.13	0.78	6.22	3.68	550.4	471.8
山形県	1.04	0.60	5.54	2.72	532.7	453.3
	0.93	0.68	4.97	3.25	534.4	477.9
	0.60	0.41	3.17	1.98	528.3	482.9
	0.79	0.55	4.29	2.66	543.0	483.6
	0.81	0.55	4.23	2.61	522.2	474.5
埼玉県	0.75	0.49	3.97	2.45	529.3	500.0
	0.75	0.54	3.91	2.53	521.7	477.8
	1.05	0.80	6.03	4.33	574.3	541.3
	1.00	0.79	5.55	4.09	555.0	517.7
	0.90	0.56	4.85	2.66	533.9	475.0
富山県	1.13	0.77	5.65	3.57	500.0	463.6
	1.09	0.70	5.50	3.22	504.6	460.0
	1.09	0.69	5.54	3.09	508.3	447.8
	0.62	0.47	3.51	2.34	566.1	497.9
	0.62	0.47	3.32	2.19	535.5	466.0
岐阜県	0.83	0.58	4.38	2.73	527.7	470.7
	0.89	0.63	4.76	3.09	534.8	490.5
	0.84	0.60	4.60	3.11	547.6	518.3
	0.79	0.58	4.11	2.72	520.3	469.0
	0.67	0.47	3.67	2.23	547.8	474.5
京大和歌山	0.98	0.70	5.17	3.42	527.6	488.6
	1.19	0.84	6.57	4.39	552.1	522.6
	1.05	0.76	5.57	3.69	530.5	485.5
	1.05	0.65	5.34	2.99	508.6	460.0
	1.01	0.85	5.23	3.90	517.8	458.8
鳥取岡山	1.07	0.74	5.39	3.30	503.7	445.9
	0.85	0.67	4.37	3.10	514.1	462.7
	0.98	0.80	4.88	3.49	498.0	436.3
	1.18	0.91	6.05	4.22	512.7	463.7
	1.19	1.00	6.22	4.73	522.7	473.0
徳香高福	0.94	0.67	4.82	3.08	512.8	459.7
	1.17	0.78	5.94	3.44	507.7	441.0
	1.12	0.85	5.97	3.99	533.0	469.4
	1.34	1.11	6.39	4.86	476.9	437.8
	1.20	1.04	6.52	5.15	543.3	495.2
佐長熊大宮	0.90	0.71	4.85	3.46	538.9	487.3
	1.20	0.89	6.65	4.47	554.2	502.2
	0.97	0.74	5.21	3.58	537.1	483.8
	0.99	0.76	5.29	3.63	534.3	477.6
	1.06	0.80	5.80	3.86	547.2	482.5
鹿 児 島	0.92	0.70	5.18	3.45	563.0	492.9

調べてみた。第一次産業の少ない東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、奈良、福岡等のいわゆる工業県は、概して、離婚率も高く、減少の速度もにぶい。これら府県では、県民所得も比較的に高く、常識的には生活程度の高い地域と考えられる。北海道は、第一次産業の占める率はさほど高くはないが、離婚率は全国のトップクラスにあり、年次的な減少も少ないのは、他府県とは異なった社会的な特殊性の故であろう。

一般的にあって、農業県的な色彩のこい東北の各県や九州地方と、工業地域とに離婚が多いが、封建色のこい農業県と、比較的生活意識の高い工業県とでは、離婚の内容における差、すなわち一方的な離婚を承諾せざるを得ない婦人の地位と、自主的に離婚の手段に訴える婦人の地位との差があるのではないだろうか。工業県に協議離婚以外の離婚（調停、審判、判定）の割合が高いこと、また同じ調停事件の内容でも、司法統計に見られる通り、工業県において妻の申立て割合が圧倒的に多いことなどが示唆を与えてくれる。

表2 妻の年齢階級別総離婚率(%)

妻の年齢	昭和26年	昭和31年	昭和36年
Total	3.03	2.26	1.96
～19	15.26	11.96	12.03
20～24	9.31	7.57	7.31
25～29	5.19	4.02	3.73
30～34	3.02	2.54	2.23
35～39	1.96	1.69	1.44
40～44	1.24	1.06	0.90
45～49	0.81	0.70	0.57
50～54	0.55	0.42	0.39
55～59	0.35	0.37	0.24
60～	0.20	0.20	0.17

次に、妻の年齢階級別にみた離婚の変化をみると、表2の通りである。これは昭和25年、30年、35年の女子有配偶者数で、昭和26年、31年、36年の離婚件数（届出の年に同居をやめたもののみ）を割ったものであるが、ここでも、離婚は次第に減少していることがわかる。年齢でみると、10代の離婚率が圧倒的に高く、20～24歳ではその約2/3にへり、順次年齢を加えるにつれて離婚率が低くなっている。これは当然の現象でもあろうが、若い世代の結婚、殊に若すぎる世代のそれには十分な配慮が払われなければならないことを裏づけるものであろう。

さらに妻の年齢と夫の年齢との組みあわせでは、どんな組み合わせに離婚が多いであろうか。これをみるために、次のような操作を行なった。すなわち、37年度の離婚をみると、総数37,978件（届出の年に同居をやめたもの）のうち、同居期間が5年以内の離婚が6割以上を占めているので、37年から33年までの5年間の年齢組み合わせ別婚姻件数をたしあわせ、これで37年の離婚を割って、夫妻の年齢組み合わせ別離婚率を計算した。もちろん、37年度の離婚が全部カバーでき

表3 夫妻の年齢組み合わせ別過去5年間の婚姻件数対離婚率(%)

妻の年齢	夫の年齢	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～
～19		4.8	4.5	4.7	6.5	10.2	12.3	—	—	—	—
20～24		5.2	4.2	5.1	10.1	15.7	16.2	9.0	6.0	31.7	75.5
25～29		7.2	8.0	10.4	23.4	32.1	25.9	28.7	26.4	32.3	62.5
30～34		—	11.1	20.3	55.5	81.5	54.9	28.0	33.2	26.3	47.5
35～39		—	11.9	27.4	79.3	152.3	128.9	61.9	36.7	44.1	61.4
40～44		—	—	58.1	85.3	156.4	204.9	161.8	80.3	58.5	68.2
45～49		—	76.9	123.1	158.4	147.5	141.6	174.0	165.3	96.7	73.9
50～54		—	—	—	187.5	176.5	139.1	158.3	147.0	155.8	117.3
55～59		—	—	—	—	125.0	500.0	81.1	134.6	182.4	118.3
60～		—	—	—	—	—	400.0	125.0	63.8	126.8	155.7

る年度までさかのぼって婚姻件数をたしあわせれば、より正確になるのだが、計算の過程が非常に煩さになるので省略した。その結果は表3に示す通りである。これで見ると、夫妻とも高年齢同志で結婚した場合は離婚率が高いが、この場合は少数観察であることも考慮にいれねばならないだろう。総じて夫妻とも、結婚年齢が30代、40代の組み合わせといわゆる姉さん女房に離婚が多く、一方、夫の年齢が妻のそれより極端にはなれている結婚は、それはそれなりにうまくいくようである。

離婚と、結婚持続期間や子供数との関係はどうであろうか。35年センサスにおける出産力調査の結婚年数別既婚女子数および出生児数別有配偶女子数と36年動態の同居期間別離婚件数とをくみあわせて離婚率を計算すると、表4のようになる。同居期間0年、すなわち結婚して1年以内の離婚が昭和25年と同じく²⁾非常に多いが、殊に女性が30歳をこえて結婚した場合の1～2年は充分注意を要する。又前述したように若すぎる結婚にも破局が多い。総じて結婚後3～4年ごろから安定度を増すが、これは子どもの数にも関連し、表5に示すように、子どもが1人ふえるごとに離婚率は半減している。まさに“子はかすがい”である。

妻の年齢別結婚持続期間と子ども数と離婚率の3者をくみあわせたデータを得たいと考えたが、資料の制約が多くて割愛した。

最後に司法統計にあらわれた離婚について一言ふれてみたい。離婚には、協議離婚・調停離婚・審判離婚・判決離婚があるが、ここでは、司法統計に記載された調停離婚のみをとりあげることとする。裁判所に調停申立を行なっても、調停の成立するのはその約半数であるが、調停成立が離婚につながるのは、そのまた

8割強である。35年センサスの男女別職業別有配偶人口を分母とし、分子に、男女別の調停申立件数および、その結果婚姻を解消した件数をとって率を計算したのが、表6に示す数字である。調停申立率は、女子に多く、その結果婚姻解消にいたる率も男子にくらべてずっと高い。特に女子の専門的技術的職業、管理的職業、事務職の婚姻解消率が、男子の倍近いのは、比較的学歴の高い人、すなわ

2) 厚生省人口問題研究所、日本の離婚統計、部内研究資料、昭和32年6月。

表4 妻の年齢階級別、同居期間別、総離婚率(%)

妻の年齢階級	同居期間	離婚率
～19	0年	26.7
	1	24.4
	2	16.7
	3	67.9
	4	5.7
	5～(再)0～4	18.59
20～24	0	25.3
	1	17.9
	2	11.1
	3	6.8
	4	6.2
	5～(再)0～4	14.3
25～29	0	25.8
	1	17.4
	2	10.6
	3	7.2
	4	5.3
	5～9 10～(再)0～4	3.8 2.7 11.0
30～34	0	34.5
	1	24.9
	2	15.3
	3	9.6
	4	8.5
	5～9 10～14 15～(再)0～4	3.9 2.3 1.5 14.8
35～39	0～4	13.4
	5～9	5.4
	10～14	2.0
	15～19	1.2
	20～	0.6
40～44	0～4	6.1
	5～9	3.5
	10～14	2.7
	15～19	1.2
	20～	0.5
45～49	0～4	6.4
	5～9	2.6
	10～14	1.7
	15～19	1.3
	20～	0.5
50～54	0～4	7.7
	5～9	2.7
	10～14	1.5
	15～19	1.0
	20～	0.3
55～59	0～9	3.3
	10～14	0.9
	15～19	0.4
	20～	0.2

表5 子ども数別総離婚率(%)

子ども数	離婚率	
	昭和26年	昭和36年
Total	5.33	3.64
0人	27.76	12.78
1	7.61	6.67
2	2.66	3.01
3	1.09	1.61
4	0.55	0.76
5	0.25	0.28
6～	0.53	—

注) 子ども数不詳を除く、25年はセンサス10%抽出結果を、35年は1%抽出結果を用いたので、Totalにおいて表2と一致しない。

表 6 職業別調停申立率及び婚姻解消率 (%)

職 業	調停申立率		婚姻解消率	
	男	女	男	女
専門的技術的職業	0.77	1.63	0.35	0.72
管理的職業	0.30	1.29	0.12	0.30
事務従事者	1.77	2.42	0.77	1.24
販売従事者	0.90	0.83	0.35	0.32
農林漁業者	0.42	0.28	0.17	0.11
採鉱・採石従事者	0.66	0.28	0.30	0.11
運輸業	1.17	1.04	0.54	0.57
技術工・生産工程従事者	0.68	0.85	0.29	0.37
サービス業	0.95	2.65	0.45	1.15

ち社会的にも経済的にも自立できる女性が多いためと考えられる。又女子のサービス業の解消率の高いのも特色であるが、この職業の性質上、他の女性の仕事にくらべて時間的に過重で、家事にたずさわる余裕がない反面、他の男性と接触する機会が多いためと考えられる。調停申立の結果、婚姻解消にいたった夫妻の学歴の組み合わせをみると、中学卒業同志に最ももめごとが多く、大学卒業同志はずっと率が少ない。

もっともこれは、調停離婚だけの数字であって、協議離婚となると率は増加する。夫の学歴が妻のそれにくらべて低い時はその差が大きければ大きいだけ、婚姻解消率が高くなるのも、一般に考えられている通りである。

A Statistical Observation Concerning Divorces in Japan

EIKO NAKANO

This paper deals with a statistical observation of divorces in 1951 and 1961 in Japan. The writer computed divorce rates by dividing the numbers of divorces of all Japan in 1951 in 1961 respectively by the numbers of presently married women enumerated at the 1950 and the 1960 population censuses (as of October 1). The rate of divorce thus computed for 1961 is 69% of that for 1951, while the conventional crude divorce rate for 1961 is 76% of the same rate for 1951.

Prefectures of high divorce rate are found among industrial prefectures and each prefecture in Tohoku and Kyushu regions with high proportion of population employed in the primary industrial sector.

As to age differentials of the change in divorce rate, the rate per married female population among the age group less than 25 years lowered less between 1951 and 1961 than that among the other part of age category did.

As to ages at divorce of husband and wife, there is found a higher divorce rate among husbands and wives who were both in higher ages and also among couples whose husbands were younger than wives.

As to the duration of marriage until divorce, the highest divorce rate belongs to couples whose duration of marriage is less than one year, and among these couples these occurred one divorce out of 40 pairs of couple when the wives are less than 30 years old.

Observing by number of children alive at the time of divorce, the rate of divorce among childless couples reaches two times of that among couples with single child and eight times of that among couples with three children. Comparing this tendency in 1961, however, with that in 1951, it is pointed that the effect of the number of children on the rate of divorce became weakened in this ten-year period.

雑 報

定例研究報告会の開催

(昭和39年9月～12月)

＜回＞	＜年月日＞	＜報 告 題 名＞	＜報 告 者＞
12	昭39. 9. 2	「地域労働力人口の構造とその変動」とその背景について……………	黒田 俊夫 技官
13	昭39. 9. 9	ミンスクにおける国連主催「工業化の社会的側面に関する地域間セミナー」出席帰朝報告（第1回）……………	河野 稠果 技官 高橋 晟子 事務官
14	昭39. 9. 16	ミンスクにおける国連主催「工業化の社会的側面に関する地域間セミナー」出席帰朝報告（第2回）……………	河野 稠果 技官 高橋 晟子 事務官
15	昭39. 9. 30	「第16回日本家政学会総会」（昭39. 9. 5・6）概況報告……………	内野 澄子 技官
	"	「昭和39年度食糧消費生活総合調査予備調査」（厚生省）について……………	内野 澄子 技官
	"	都市人口における「食」行動と意識——昭和38年度実地調査における生活行動の一部として——……………	内野 澄子 技官
16	昭39. 10. 7	「第37回日本社会学会大会」（昭39. 9. 26・27）概況報告……………	上田 正夫 技官 宮川 賀 技官
17	昭39. 10. 14	生命表による寿命の分散度および寿命の相対的長さについて……………	小林 和正 技官
18	昭39. 10. 21	都道府県別出生と人口移動との関係に関する一研究……………	上田 正夫 技官
19	昭39. 10. 28	日本人男子に関する簡速労働力生命表：1960年……………	河野 稠果 技官
20	昭39. 11. 4	人口再生産に関する算定結果——標準化人口動態率、人口再生産率および安定人口動態率：昭和37年……………	山口 喜一 技官
21	昭39. 11. 11	「第6回日本老年社会科学会総会」（昭39. 11. 1・2）概況報告……………	上田 正夫 技官 黒田 俊夫 技官 河野 稠果 技官
22	昭39. 11. 18	国民生活の観点からみた最近の人口問題について……………	岡崎 陽一 技官
23	昭39. 11. 25	Neo-Vital Index よりみた諸外国の動向：1953～1961年……………	篠崎 信男 技官
24	昭39. 12. 9	「第11回栄養改善学会」（昭39. 11. 19・20）概況報告……………	内野 澄子 技官
	"	漁家における労働力人口移動の諸形態——通勤兼業について……………	井上 隆行 技官
25	昭39. 12. 16	第17回簡速静止人口表の算定結果について……………	山口 喜一 技官 金子 武治 技官
	"	明治以降わが国賃金水準の推移……………	本多 龍雄 技官